

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年1月4日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等		
2. 都道府県名	兵庫県	執行機関名 加西市長	
3. 市区町村名	加西市		
4. 届出番号			
5. 独自利用事務の事例番号	109-1		
6. 独自利用事務の対象者	高齢重度障害者等	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年12月22日		
8. 保護評価の実施の有無	1. 有		▼
9. 評価書番号	19		
10. 保護評価書の名称	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書		
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%8A%A0%E8%A5%BF%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&onn_date_from_gengo=5&onn_date_from_year=5&onn_date_from_mon		
12. 委任関係		▼	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢重度障害者等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年条例第32号)別表第1 4の項 高齢重度障害者等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい	第1条 この要綱は(高齢の重度障害者等)にかかる医療費の一部を助成することにより、重度障害者等の負担を軽減し、もって(その福祉の増進を図ることを)目的とし、加西市補助金等交付規則(平成30年加西市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号	加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第5条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第5条第1項による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号ロ	加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第4条 加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第5条第1項 様式第1号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号	加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第8条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第8条第1項による高齢重度障害者等医療費受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号ロ	加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第4条 加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第8条第1項 様式第1号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号	加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第8条第2項

②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第8条第2項による高齢重度障害者等医療費受給者証の更新に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号ロ	加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第4条 加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第8条第1項 様式第1号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号	加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第7条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第7条の規定による変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号ロ	加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第4条 加西市高齢重度障害者等医療費助成事業実施要綱第7条 様式第4号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
備考		